

水島港内公有水面埋立てに係る環境大臣意見

本埋立計画は、埋立て等について環境保全上特別な配慮が必要な瀬戸内海環境保全特別措置法第2条に定めのある海面の埋立てに関する計画であり、本埋立計画の実施に際しては、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」に十分配慮するとともに、環境保全に万全を期するため、埋立免許の出願者である岡山県は関係機関と協力して以下の措置を講じる必要がある。

1. 本埋立計画が予定されている海域は、水質汚濁に係る環境基準が達成されておらず、富栄養化が進行した海域であることを踏まえ、当該海域の水質保全のため、本埋立計画による環境影響の予測の前提となっている下水道の整備及び高度処理の導入を確実に実施するとともに、工場等の供用後も含め、当該海域の水質について事後調査を実施すること。なお、製造業用地への工場等の立地により、当該海域への水質汚濁負荷が一時的に増加することのないよう、工場等の立地の進捗に併せて高度処理の導入時期を調整すること。
2. 本埋立計画の前面に予定されている干潟造成については、海水の自浄能力の向上や生物生息空間の確保の観点から重要なものであり、本埋立計画による環境影響の予測の前提となっていることから、実施にあたっては、専門家の意見を聴取し、機能、構造等について十分な検討を行うこと。
また、施工後、実施される事後調査の結果を踏まえつつ、当該干潟の効果を把握するとともに、必要な機能が維持されるための適切な管理体制を構築すること。
3. 本埋立計画においては、住工混在を解消し市街地の生活環境を改善するための製造業用地を設置していることから、本埋立てに関する工事が竣功した時点で、住工混在の原因となっている工場の移転が確実に進むとともに移転後の跡地の利用が環境保全に資するように対策を講じることにより、生活環境改善を図ること。